

目 次
第1号（1月29日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提出第1号議案	4
町長提出第2号議案	7
町長提出第3号議案	14
町長提出第4号議案	16
町長提出第5号議案	24
町長提出第6号議案	26
閉 会	28
署 名	29

津和野町告示第1号

平成31年第1回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成31年1月21日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成31年1月29日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君
川田 剛君
板垣 敬司君
御手洗 剛君
寺戸 昌子君
岡田 克也君

米澤 宏文君
道信 俊昭君
丁 泰仁君
三浦 英治君
後山 幸次君
沖田 守君

○応招しなかった議員

平成31年 第1回(臨時)津和野町議会会議録(第1日)
平成31年1月29日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成31年1月29日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 町長提出第1号議案 津和野町教育長の任命について
日程第4 町長提出第2号議案 平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフェ・トイレ棟新築工事請負変更契約の締結について
日程第5 町長提出第3号議案 ノート型パーソナルコンピュータの取得について
日程第6 町長提出第4号議案 事業契約の締結について
日程第7 町長提出第5号議案 平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負契約の締結について
日程第8 町長提出第6号議案 平成30年度津和野町一般会計補正予算(第6号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 町長提出第1号議案 津和野町教育長の任命について
日程第4 町長提出第2号議案 平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフェ・トイレ棟新築工事請負変更契約の締結について
日程第5 町長提出第3号議案 ノート型パーソナルコンピュータの取得について
日程第6 町長提出第4号議案 事業契約の締結について
日程第7 町長提出第5号議案 平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負契約の締結について
日程第8 町長提出第6号議案 平成30年度津和野町一般会計補正予算(第6号)

出席議員(11名)

1 番	草田 吉丸君	2 番	米澤 宥文君
3 番	川田 剛君	4 番	道信 俊昭君
5 番	板垣 敬司君	6 番	丁 泰仁君
7 番	御手洗 剛君	8 番	三浦 英治君
9 番	寺戸 昌子君	11 番	岡田 克也君
12 番	沖田 守君		

欠席議員（1名）

10 番 後山 幸次君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長		内藤 雅義君	
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。過日は、視察研修大変御苦勞でございました。執行部からも副町長と総務財政課長御同席をいただきまして、改めて重ねてお礼を申し上げたいと思います。

本日、平成31年第1回津和野町議会臨時会が招集されました。議員各位にはおそろいでお出かけをいただきありがとうございます。

後山議員より欠席の届け出があります。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、平成31年第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

• •

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、草田吉丸君、2番、米澤宥文君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3. 議案第1号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第1号津和野町教育長の任命についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。

本日は、臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今臨時議会に提案をいたします案件は、人事案件1件、契約案件4件、補正予算案件1件の合計6案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第1号津和野町教育長の任命についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

教育長としてお願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町森村イ551番地8、氏名、世良清美、生年月日、昭和34年2月12日、現在59歳でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの議員数は11名であります。失礼、10名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、川田剛君、2番、米澤宥文君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のために申し上げます。本案賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載の上、投票願います。

なお、投票における表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。3番、川田剛君、2番、米澤宥文君の立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数10票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち、賛成10票、以上のおり全員賛成であります。したがって、本案は原案のおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（沖田 守君） 教育長、全員の賛成をいただきました。

日程第4. 議案第2号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第2号平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフェ・トイレ棟新築工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第2号でございますが、平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフェ・トイレ棟新築工事請負変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしく願いいたします。それでは、議案第2号について御説明をいたします。

平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフェ・トイレ棟新築工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的は、平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフェ・トイレ棟新築工事でございます。契約の方法は随意契約、契約の金額は1億670万4,000円、変更前の金額は1億551万6,000円、変更額118万8,000円の増でございます。契約の相手方は、住所、鹿足郡津和野町瀧元58番地1、株式会社日成建設代表取締役坂崎和義でございます。

資料としましては、裏面には工事請負変更仮契約書の写しと、参考資料として変更内容をつけております。

この仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき本契約となるというものでございます。

この事業の内容につきましては、カフェ棟地盤改良箇所に転石が多いことが判明いたしまして、地盤改良に支障を来すことから、転石除去工事を追加したため、工事費の増額を変更していただくものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 契約内容についてちょっとお尋ねしたいんですが、こういうふうに地下ですね、これ表面化した、転石多いことが判明したと。契約するとき大体この地盤に関してはどういう契約しているのかというのは、私ども一般に考えるに、大体ここにこういうもの建てるんだと。そうすると、表面から見て、これぐらいでというような見積もりをするんだろうけど、地下に関しては、そこらに関して何か出てきたときはどうするかとか、あるいはそういうところの契約の内容に触れているのか、というのは、例の木部の定住住宅ですね、あのときに下からいろいろ問題が出てきて、1,000万かぐらいの上積みをしましたね。だから、あれも下をどういうふうに考えて契約をしたのか、それと同じような現象なんです。だから、今後

ともそういう何か建物建てるときの、まあ公的施設でどういう契約をしていってそういうこういう問題が出てくるのかという、ちょっとお聞きしたいんですが、どの担当になるんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員お尋ねの件でございますが、今回もこの工事に入るに際しましては、事前にボーリング調査を何カ所かしております。ただ、予算の都合もございまして、あらゆる箇所をきめ細やかということまでにはなかなか至りませんでしたので、そういった部分で、今回、場所的にこういった形で転石が見られる箇所が出てきたということございまして、そういう部分の変更ということございまして。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） そうでしょう、恐らく地表だけじゃなくて数カ所ボーリングしますよね、その時点で大体まあまあということでそのボーリングからわかったところの感触で恐らく見積もりをしているんだと思うんです。

ところが、していないところから出てきたということになると、それはどういうふうを考えればいいのか、大体普通ボーリングしてこれでよしと見積もりした限りにおいては、それはもう中から出てくる、違った事変が起こった場合に、やはりそれは工事業者が当然もうボーリングして自分たちが調べているわけですから、大体普通には自分たちが見ているというふうに考えるのが普通じゃないかなと思うんですけど、ことあるごとにその何か、変わったもんが出てきた、そういうことで追加工事してというのはね、たまったもんじゃないんじゃないかなと思う。

このたび100万ちょっとでいいけど、それこそ何度も言いますように木部の定住住宅じゃないけど、だからああいうことになると、1,000万単位の狂いが出てきておる。とてもじゃないが我々、承認したね、何のためにこの議会で承認するのか、とても後で、町民からお前たちは一体何をやってんだと、承認する、そういう叱責を受ける、実際に。だから、木部の問題がまだ引きずっているんですよ、地下からのああいうことをやってと。だからこういうのを、地下から出てきたけん、その都度追加するというのは、これはもう今後、何か契約のときにはっきり定めをしとかないといけないんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺どうでしょうか、今後のことで。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今回のボーリング調査につきましては、実施設計を行う段階で調査をしておりますので、請け負った業者さん自身がやられたということではないということは一つございます。そういう部分で、繰り返しにはなりますが、きめ細やくあらゆる地点をやっていけばベストだと思うんですが、なかなかそう至らん部分では、どうしてもやっぱり予測ができない部分でこういった変更というものはどうしても出てくるということございまして、そういう部分では、大変言葉的には

あれかもしれませんが、やむを得ざるところではないのかなというふうに正直考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 6番。

○議員（6番 丁 泰仁君） そうしますと、まあ私の思うに、もうちょっときめ細やく、見積もりを行う前にその工事業者によく点検しなさいと、そういうこともアドバイスして、それから取り決めのときに、ちゃんとその上で地下から予測しないことがあった場合はどうするのかという取り決めにしっかりして、その契約内容を今後、議会で図るときに、ちゃんと契約内容のそういうところを特に提示してくださいよ。それを判断しまして、我々もやはり承認するなりちょっと質疑があれば質問もしてみたいと思いますけど、いきなりそういうところでさっと出てこういうふうに追加ということで変更契約が出てくると、これは一体何をしとったんだということになりますので、そういうことをお願いしまして、今後、気をつけるようにしてください。そういうことです。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 転石という言葉がよく出ますが、転石とはどれぐらいの大きさから言うんでしょう。例えば直径2メートル以上とか、1メートル以上とか。そこんところがちょっとはつきり、よく出てくる言葉なので、ちょっと知っておきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 私も十分に知識があるわけではございませんが、今回の場合、基礎を打ち込むという段階でどうしても、まあそれに支障が出てくるといことだと思うので、余り小さいものであれば大丈夫だと思うんですが、この程度の大きさが今回支障になるというのは、やっぱりTPOというか、状況に応じて若干やっぱり変わってくる内容、石の硬さ等も関係するのかなということもございまして、一概になかなか申し上げにくいのではないのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） ちょっとあやふやではございますが、転石があったほうは、私は、例えば直径1メートル、2メートル、これは取り除かないで基礎を打つとか、もうしっかりした根づいた石と思いますので、工法的なことは私はようわかりませんが、素人考えでも、のけなくてもその上に基礎をやっていけばかなり強い、のけたほうがよほど軟弱な基礎になるんじゃないかと思うような気がするんですが、専門的であることはわかりませんが、どうでしょう。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今回、1階部分がコンクリの四角い箱を置くというように形になっておりますので、単純に何かその上に基礎をつくってという部分と若干工法的に違う部分があるかもしれませんが、私も十分にちょっとそこまではわから

ない部分ございまして、それを利用できる場合であれば、当然プロフェッショナルのやることでございますので利用してということはあると思うんですが、それがなかなかやはり障害になるということで、今回の変更が生じたというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） そもそも論になるんですけども、請負ということは、もう全部請け負ったんだだけ、そこで責任持ちなさいということが基本的な考え方ですよ。それでさっき課長が、実施設計業者がやった分に関して、実施業者がやったところということは、責任はここにあるんじゃないんですか、設計業者のほうに。なんでこっちの町のほうへかかってくるかというのが、請負契約そのものがもう何の意味もなさないということがあるんですけど、そのあたりちょっと聞きます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 設計業者さんも、当然あらゆることをできる限りのところで調べて設計をされておられるということだと思いますので、当然プロフェッショナルのやられることでございますので、最大限の調査をした上でそれをもとに設計をされておられるということだと思います。

ただまあ、いかんせん地面の下でございますので、なかなか見えにくい部分もございます。実際、少し掘っていく段階でやっぱりそういったものが出てくるということは、やはり考え得ることだというふうに思っております。そういうことで、一般的論ではございますが、工事というものにはどうしても変更も出てまいりまして、それを全て、その時点で請負業者なりが、また設計をされた方に全てそれが責があるということであると、なかなか工事自体を請け負うということ自体にかなりのリスクが生じるという部分でも難しい部分がある。当然、請負業者がこれは責任を負う範囲であろうというものも出てくると思いますが、これも状況に応じてということになるのではないかというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 4番。

○議員（4番 道信 俊昭君） そもそも論の請負ということはもう一度確認したいんですけども、請け負ったら最後まで責任を持つということが当然なことであるということをもう一度確認をしたいんですけども、それと、よくわからない、想定外が出たというのは、何で町に持ってくるんです。私、もう一度繰り返しますが、この設計をしたところがミスったからということだったら、当然、設計業者に責任は行かなければならないというのに、何で町がこれを出すのかということをもう一度簡潔に教えてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今回の場合、設計者に瑕疵があるというふうには正直考えにくい部分である、想定を超えた部分で事象が生じたので、変更により対応するというふうに考えております。

- 議長（沖田 守君） 4番、道信君。
- 議員（4番 道信 俊昭君） 設計業者に瑕疵がないということをどうやって証明するんです、その理由をちょっと言ってください。
- 議長（沖田 守君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（藤山 宏君） 当然、設計業者さんが設計される上で、想定ができたものを見込まなかったということになるとやはりそれは瑕疵ということになると思うんですが、担当者と設計業者で協議の上で話していく上では、やはりその段階では想定ができなかったということであれば、設計者さんとして責任を果たしておらなかったということにはならないというふうに思います。
- 議長（沖田 守君） 4番、道信君。
- 議員（4番 道信 俊昭君） 設計業者に瑕疵がないという判断は誰がしたんです。
- 議長（沖田 守君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（藤山 宏君） 当然、担当者レベルでまず協議をして内容を調べた上で、今回こういった変更が必要であるということになりますと、設計変更の伺いを担当から上がりまして、課長さらに副町長、町長という中でその設計変更が妥当であるということ判断したということになりますので、最終的には町長の判断ということになると思います。
- 議長（沖田 守君） 道信君、道信君。（「3回」と呼ぶ者あり）きちっと3回という決まりがあるからね、まだ十分でないとは思いますが、一応それを守っていただきたい。
- ほかにありますか。8番、三浦君。
- 議員（8番 三浦 英治君） 図書館のときにもこの転石が出て、そのときには図面のこの箇所という資料を出してもらっていますけども、今回はどのあたりなのかというのを教えてもらえます。
- 議長（沖田 守君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（藤山 宏君） 今回の設計の内容については、図面までつけておらないというところがございますが、余り広い範囲ではございません、カフェ棟自体は。その中で、私も今の時点でどの地点ということはなかなか箇所的には特定はできかねるんですが、担当者との話の中では、カフェ棟を設置する位置全体の中でやはり何か所かという形で、私は聞いておるところでございます。
- 議長（沖田 守君） 8番、三浦君。
- 議員（8番 三浦 英治君） 図書館のときには河川管理道の近くでしたよね。結局その並びではないかなと思うんですけども、こういったことを出すの、まあ金額がどうこうじゃなくて、このあたりっていうのはやっぱり明示してほしいなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） このパターンを何回も何回も何か同じようなことばかり繰り返しとるような気がしているんで、請負ということの意味もはっきりしない、ちゃんとしていない、定義に従ってきちっとやっていない。それと、これの設計業者の責任がどこにあるのかということもはっきりしていない。で、それを判断する、町長が判断したというけども、専門家でないものがどうやって判断するんだということ等も含めて、まあ仕方がないかなあというようなことで終わらせるわけにはいきませんので、今回に関しては、この件に関して反対をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと、ないようでありますから討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第2号平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフェ・トイレ棟新築工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第3号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第3号ノート型パーソナルコンピュータの取得についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第3号でございますが、ノート型パーソナルコンピュータの取得について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第3号を御説明いたします。

ノート型パーソナルコンピュータの取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、ノート型パーソナルコンピュータの売買契約でございます。Windows 7のOSサポートが2020年1月にサポートサービスがなくなることから、Windows 10のノート型パーソナルコンピュータ200台更新するものでございます。契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。指名業者は7社ございましたが、3社辞退されましたので、4社で1月16日に執行いたしました。落札率につきましては、92.84%でございます。契約の金額につきましては、2,157万8,400円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は159万8,400円でございます。納入期限でございますが、平成31年3月25日を期限としております。契約の相手方は、島根県益田市中吉田町1097番地3、株式会社ミック益田支店支店長湊英昭でございます。

1枚めくっていただきまして、資料をごらんください。物品売買仮契約書の写しでございます。

納入場所につきましては、津和野町役場本庁舎としております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） まず、この200台の導入に当たりましての、そのリースと購入との差額分といいますか、そういった費用対効果といいますか、そういったものの検証はされたのかというところが1点と、この金額の中に保守点検サービスといったような、そういったものが含まれているのかというのが2点目と、それと町内業者との絡みといいますか、まあ益田管内といえば益田管内ですし、町内にもこういった機器を販売できる場所はあつたりするわけなんですけど、そういったところはどうかかわりが入ってくるかという点をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） まず、リース契約との比較という部分についてですけども、ちょっと私のほうその辺確認しておりませんで、これまでも多分パーソナルコンピュータの更新につきましては、こういった形で購入という形をとっておったというふうに思っております。詳しい説明ができなくて大変申しわけないんですけども。それと、保守料等については、また別での契約が発生するというふうに考えております。もう一つ、地元業者につきましては、今回の入札につきましては、1社指名をさせていただいておりましたけども、結果といたしまして辞退をされております。以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第3号ノート型パーソナルコンピュータの取得については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第4号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第4号事業契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第4号でございますが、事業契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第4号についてご説明をいたします。

まず、事業名でございます。津和野町定住推進住宅整備事業（地域優良賃貸住宅整備）、事業場所については津和野町森村地内ということでございます。

契約の方法につきましては、総合評価一般競争入札でございます。契約の金額につきましては、2億1,135万6,246円でございます。契約の相手方につきましては、島根県鹿足郡津和野町瀧元58番地1、株式会社津和野町森村定住推進住宅代表取締役橋本稔広でございます。

事業内容につきましては、施設の設計・建設、維持管理及び運営に関する業務でございます。事業期間につきましては、津和野町議会の議決の日から平成61年3月31日まででございます。

この事業契約につきましては、地域優良賃貸住宅として森村地内に住宅を整備をするものでございます。PFIの方式にのっとりまして、8月20日に2グループからの参加表明書を提出していただいたということでございます。

予定価格につきましては、この総事業費2億1,688万円、入札率は97.45%でございます。

この2グループにつきましては、1グループ、今回、契約の相手方とさせていただきます株式会社合人社計画研究所が代表企業になりまして、構成企業が、河田地所株式会社、有限会社山本建設、株式会社日成建設、これを代表企業、構成企業とする合人社計画研究所グループ、これが1グループ、もう1グループが、ゆとりライフということで、代表企業が長嶺建設株式会社、構成企業が石川建築設計室ということでございます。

11月の30日に事業者選定審査会を行いました。総合評価ということで、価格点については30点、評価点については、提案評価については70点を満点といたしまして評価を行ったということでございます。

今回の評価につきましては、合人社を代表企業とするグループ99.4点、ゆとりライフ95.3点ということで、合人社計画研究所を代表企業とする合人社計画研究所グループを契約の相手方といたしたものでございます。

裏面のほうごらんいただきまして、事業仮契約書ということでございます。

契約期間につきましては、議会の議決の日から平成61年3月31日までとなっておりますが、設計・造成・建設と建物の引き渡しにつきましては、平成31年の8月20日を予定しております。それから後の平成31年8月21日から平成61年3月31日までが指定管理期間ということにしております。29年と8カ月ということでございます。

契約代金2億1,135万6,246円の内訳でございますが、整備費に係るものが1億4,176万8,000円、今回はPFIということで、この代表企業等のこのグループから金融機関のほうに借り入れを行っていただきます。今、予定している額が8,500万円ということで、この8,500万円に対する金利が1,463万9,646円、金利にしますと0.683%でございます。それから、29年8カ月分の指定管理料5,494万8,600円。この3つの合計が2億1,135万6,246円ということでございます。

このPFIということでございまして、財源といたしまして町からの支出でございますが、社交金が平成30年、この後の補正予算で提案をさせていただきますが4,884万7,000円、それから平成31年度の社交金の交付予定額786万円、合計が5,670万7,000円でございます。

家賃につきまして、月額、単身棟4万円、世帯棟6万5,000円を徴収させていただきます。355月の90%と見込みまして、基本的には歳入として1億8,531万円、歳入として入る予定にしております。したがって、この社交金の5,670万7,000円のほか、家賃を財源といたしまして、残りの1億5,465万円、これについては家賃を財源として指定管理者のこの契約者のほうに月々でお支払いをしていくということになります。で、これの合計が契約代金ということでございます。

なお、家賃収入については1億8,531万円を予定しておりますので、今回、事業者のほうにお支払いする1億5,465万円を差し引いた残りの3,066万円について

ては、30年間のうちの大規模修繕等に活用するというので、基金として積み立てながら運用させていただきたいというふうに考えております。

代表企業であります合人社計画研究所につきましては、広島に本社がございまして、資本金が3億円、従業員者数が1,047名ということでございます。PFI事業につきましては、これまで、代表企業を15件、構成員として25件の実績を持たれているところということで、代表取締役の橋本稔広につきましては山口のブロック長ということで、今回この選定事業者の代表取締役としてなられたということであります。SPCとして平成31年1月8日に会社が成立されております。この会社については、資本金100万円ということでございます。

それから、続きまして、資料2の1でございます。

これは、現場の平面図ということになりますが、左側のほうに津和野川、それから津和野川を挟んで町道大橋幸橋線がございまして、で、この敷地の上のほうがJAしまねの津和野の経済総合センター、JAグリーンしろやまということになりまして、この右側のほうが津和野小学校のプールというような形になっております。で、右斜め上のところを山口線が通るような形ということでございます。手前側が津和野高校側のほうになるかと思いますが、その中で、敷地面積につきましては1,706.96平方メートルでございます。その中に左側のほうが単身棟ということで、この単身棟については木造瓦ぶきの2階建てということで、総面積が288.6平方メートルでございます。1階部分と2階部分ということで、それぞれ単身棟4戸ずつ、後ほどまた詳細の図面ありますが、建築するというので、右側のほう、道路から行きますと奥側になりますが、これが家族棟ということで、総面積280平方メートル、木造瓦ぶきの2階建てということで、1戸当たり70平米の世帯棟4戸を建築する予定でございます。間のほうには、単身棟については1戸当たり1台の駐車場、世帯棟については1戸当たり2台の駐車場を配置をさせていただいております。あわせて、来客用の駐車場を2台確保し、月決め駐車場も提案内容で言いますと単身棟の裏側のところに月決め駐車場3台分確保しているということで、駐輪のスペースもそれぞれ単身棟、世帯棟ともに10台分ずつ確保しているということでございます。

資料2の2が、これ外観図ということで、手前側が津和野川ということで、単身棟それから世帯棟ということになっております。

それから、資料2の3は、単身棟の1階の平面図ということで、これ玄関が2つ、1戸当たりに描いてありますが、右側の部屋につきましては、左側は2階の部屋の玄関ということで、若干1階部分のほうが面積的には小さいことになっております。

それから、資料2の4が2階の単身棟の平面図ということになります。

それから、2の5が世帯棟の1階平面図、それから、2の6が世帯棟の2階の平面図、それから、2の7が単身棟の立面図ということで、2の8が家族棟の立面図というようなところで、資料のほう提出させていただいております。

本事業契約につきましては、仮契約ということで、最終的に津和野町の議会に議決を得た日に本契約として成立するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 課長のほうから説明がございましたが、何と早口なんでわかりにくいところ随分あるんですけど、民間資金を活用したPFI方式、これもう少し私たちも知っておきたいんですよ。今、説明されたような資料を出していただければいいと思うんですが、その辺出せないですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 本来のPFIの事業ということでございます。議員御指摘のところの分は整理をさせていただいて、議員の皆さんに御提出をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今、草田議員も言われたんですが、そのPFIの部分の説明をいただいたところで、町のお金がどう動いて民間のお金がどう動いてがどうもついていけなかったんで、そこのところだけでも議決する前に教え、こう紙面でいただけたらうれしいなと思うんですが、無理です。

○議長（沖田 守君） 簡単にね、あなた早口じゃけん、もうちょっとゆっくり。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 濟いません、ちょっとわかりにくい説明で濟いませんでした。

事業契約書のこの契約金額でございますが、2億1,135万6,246円ということでございます。（「資料をもらったほうがいいじゃないですか。またゆっくり言ってもわからんもんはわからん」と呼ぶ者あり）

○議長（沖田 守君） そりゃあなたの意見。寺戸君どうか。資料を詳しく出すが、それではいけないかっちゅって隣の議員が言うんやけど。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 町のお金とそれから民間のお金の動きがわからなかったんで、そこのところだけ口で言っていたらわかるもんならいいんですけど。

○議長（沖田 守君） あのね、今補正に係るでしょ、だから寺戸議員が言うように、2億1,135万6,000円、この金額のうちに社交金が幾らで町が持ち出すのが幾らでという、その説明だけはしとけっちゅって言いよるで。どうぞ。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この支出に対しての財源でございます。

町が支払いをする金額、これが、平成30年度分として4,884万7,000円でございます。それから、来年度、平成31年度に町が支出する金額が786万円でございます。合計5,670万7,000円を町から支出するというところでございます。

で、この5,670万7,000円については、歳入として、国の社会資本整備総合交付金をそのまま5,670万7,000円お受けさせていただきまして、これを財源として支出をすると、町から支出をするということでございます。

残りが1億5,465万円、この契約金額からいいますと、その、町からお渡しした分から引くとその金額が残る、1億5,465万円残るわけでございますが、これにつきましては、町が家賃として単身棟8戸、世帯棟4戸から徴収する、この家賃を財源として30年間の中でお支払いをしていくものということでございます。

この家賃については、単身棟8戸、世帯棟4戸の家賃、単身棟を4万円、世帯棟を今現在6万5,000円で算定をさせていただきまして、355月、これを掛けたものに入居率等を勘案いたしまして90%を掛けたもの、これが歳入合計といたしまして、1億8,531万円ということでございます。歳入については、1億8,531万円入ってくるのうち1億5,465万円、これが先ほど社交金以外の契約金額のお支払い、この1億5,465万円を家賃から徴した分の一部をこの契約金額のほうに充てまして、金額的には契約代金の2億1,135万6,246円になるということでございます。

社交金以外の町からの支出につきましては、家賃を徴収した部分で財源に今回、その契約金額の残りの部分についてはお支払いしていくというような仕組みの中でこの事業を運営していきたいというふうに考えております。あわせて、残り、家賃として上に出ている3,000万以上の上が出ますが、それについては基金の中で運用させていただきまして、大規模修繕等に役立たせたいということ考えているということであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） PFIということで、一つには家賃の徴収はこの選定事業者が行うのかということと、入らなかった場合に、例えば入居率が70%だとかそういうふうに下回った場合はどういうふうな考え方をしていくのか、そういうところをお聞きしたいと思います。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 家賃の徴収については、指定管理者の業務として行っていただくということでございます。

入居率につきましては、これ先ほどもいろいろ土地のところ等、瑕疵のところ御意見いただいておりますが、この実施方針の中で、基本的にはリスク分担というのを定めております。

先ほど御質問のあった家賃につきましては、私どもが歳入したものを指定管理者から受けていくこととなります。したがって、今、9割ということ想定をして先ほどの金額を御説明をさせていただきましたが、7割になったときは、これは町が責任を負うということで、残りの2割について歳入不足が生じるちゅうことにもなりますが、そこは9割の中の3,000万の余裕というところの部分をもどぐらい食っていくかということにもなります。しっかり指定管理者と入居者についての募集については、連携

をしながらやっていくということで考えておりますが、基本的なそのリスク分担というところで実施方針上示された部分で言いますと、町が責任を負うんだというところになっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 入札に参加されたグループのことがちょっと聞き取りにくかったので、もう一回どういう会社がこのゆとりライフグループで、ご、ごなんとら研究所グループがどういうのかをちょっとお願いします。

○議長（沖田 守君） それも資料の中にあるんじゃない。あのね、資料の中にその会社の中身も全て入るとるそうです。いいです。

ほかにありますか。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 大変濟いませぬ、草田議員さんのほうからも資料を提出してほしいということで御要望ありました。で、私ども今情報というのは、それぞればらばらに持つておる情報を一つにまとめて、議員の皆様の方には提出をさせていただきたいと思ひます。

ただ、今の構成企業とか代表企業ということでグループが二つ出たというようなところは、口頭でも今でも説明はさせていただきますが、資料をごらんになって、それでよろしいのか、口頭でもう一回再度説明したほうがよろしいのか、どうでしょうか。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 資料もいただきたいんですが、口頭でもう一度ゆっくりお願いできたら。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 実施方針を出させていただきますして、8月の20日にグループの参加表明書という、まあ提出期限ということで定めておりますが、その8月の20日に参加表明書が出たのが2グループということでありませぬ。

1グループ目、これが合人社計画研究所グループ、合人社計画研究所グループであります。代表企業につきましては、株式会社合人社計画研究所ということでございまして、先ほど御説明をいたしました、これ広島に本社がある企業でございませぬ。実績も今までPFIの事業、それぞれ、代表企業を15件、それから構成企業を25件実績を踏まえて、今回、代表企業として応募されてきたということでありませぬ。この合人社計画研究所グループについては、構成企業——これは町内企業でございませぬが、河田地所株式会社、それから有限会社山本建設、それから株式会社日成建設ということでありませぬ。

それからもう1グループ、これがゆとりライフということでございまして、代表企業は——これ町内企業ですが、長嶺建設株式会社、それから構成企業が石川建築設計室ということでありませぬ。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第4号事業契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第5号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第5号平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは議案第5号でございますが、平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） それでは説明をさせていただきます。

議案第5号についての御説明をいたします。

工事名は、平成30年度城下町地区照明設備等整備工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札でございます。契約金額は、7,152万8,400円でございます。契約の工期は、議決のあった翌日から平成31年3月20日まででございます。契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町枕瀬541番地2、昌和道路株式会社代表取締役中谷保宣でございます。

次ページ以降に仮契約の写し、それから契約平面図、構造一般図をつけております。

工事の内容につきましては、殿町から稲成丁にかけての街路灯整備工事で、更新する街路灯は21基でございます。

入札の結果ですが、1月21日に入札を行い、9社が応札をしております。入札率は91.4%でございます。

資料につきましては、参考資料をごらんいただきますと、まず、1枚目の稲成丁につきましては、大変地図が小さくて申しわけございませんが、おおむねの配置をごらんいただけたらと思っておりますが、向かって右側が鳥居のあるスクランブル交差点側から左に向

けて弥栄神社のほうになっております。赤い丸印が街路灯でございまして、既存より1個少なくしまして、6基の街路灯が立ちます。街路灯につきましては、はぐっていただきまして、2枚目の街路灯、おおむね現状の街路灯をイメージしてございまして、今回オーダーメイドということで作成をさせていただきます。

それから、次は、参考資料殿町通りでございまして、同様にこれは左側がスクランブル交差点で殿町通りをずっと図示をしております。このうちの赤い丸が街路灯でございまして、これは数的には15基ということで変わっておりません。なお、殿町の場合は、支柱部分はまだ使用が可能だということが診断で出ておりますので、上部の明かり部分の取り付けのみという形で計画をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 街路灯ですんで、これ電気料はどこが持つんです。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 殿町通りにつきましては、町のほうで負担をしておるといふことに、殿町及び稲成丁についても町のほうで負担をしておるといふことになっておるといふ思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 先ほど照明の説明をされたところで、オーダーメイドをされたということなんですが、既製品とどうしてこうオーダーメイドでされたのか、その辺を説明をいただければ。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 当然、今までは既存であったものを尊重していきたいところがまず第一だと思います。それから、亀井家の御紋を入れたりとかそういう部分もありまして、ステンレス製でということになっておりますが、既に弥栄神社にも同様に設定をしております。これも今までのイメージを崩さぬようにということで、内容については、景観審議会等でもデザイン等についても検討していただいたところでございますが、やはり既存のものをもとに考えていったほうがよかろうということでそういう判断をさせていただいております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第5号平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第6号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第6号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第6号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ658万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ92億1,298万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第6号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正の変更でございます。総額で720万円の減額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、12ページをお開きください。

総務費の住民協働推進事業費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴う定住促進住宅整備負担金699万7,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、商工費の歴史的風致維持向上事業費については、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴う財源振替をしております。

1枚めくっていただきまして、土木費の住宅管理費についてですが、木造住宅耐震化促進事業の実績による負担金補助及び交付金89万円の減額、及び社会資本整備総合交付金の追加交付に伴う財源振替をしております。

1枚めくっていただきまして、予備費でございますが、予算調整として47万6,000円を増額計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

国庫支出金の国庫補助金でございますが、土木費国庫補助金といたしまして、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴う社会資本整備総合交付金1,378万3,000円を増額しております。町債の商工債では、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴いまして、街なみ環境整備事業に対する過疎対策事業債130万円の減額、土木債といたしまして、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴いまして、中座団地ストック事業に対する公営住宅建設事業債590万円を減額計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんね。質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第6号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成31年第1回津和野町議会臨時会を閉会します。御苦勞でありました。

午前10時09分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

目 次

第1号（1月29日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提出第1号議案	4
町長提出第2号議案	7
町長提出第3号議案	14
町長提出第4号議案	16
町長提出第5号議案	24
町長提出第6号議案	26
閉 会	28

津和野町告示第1号

平成31年第1回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成31年1月21日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成31年1月29日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	沖田 守君

○応招しなかった議員

平成31年 第1回(臨時)津和野町議会会議録(第1日)

平成31年1月29日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成31年1月29日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提出第1号議案 津和野町教育長の任命について
- 日程第4 町長提出第2号議案 平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフェ・トイレ棟新築工事請負変更契約の締結について
- 日程第5 町長提出第3号議案 ノート型パーソナルコンピュータの取得について
- 日程第6 町長提出第4号議案 事業契約の締結について

日程第7 町長提出第5号議案 平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負
契約の締結について

日程第8 町長提出第6号議案 平成30年度津和野町一般会計補正予算(第6号)

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長提出第1号議案 津和野町教育長の任命について

日程第4 町長提出第2号議案 平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフ
ェ・トイレ棟新築工事請負変更契約の締結について

日程第5 町長提出第3号議案 ノート型パーソナルコンピュータの取得について

日程第6 町長提出第4号議案 事業契約の締結について

日程第7 町長提出第5号議案 平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負
契約の締結について

日程第8 町長提出第6号議案 平成30年度津和野町一般会計補正予算(第6号)

出席議員(11名)

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宥文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	11番 岡田 克也君
12番 沖田 守君	

欠席議員(1名)

10番 後山 幸次君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		

つわの暮らし推進課長	……………	内藤 雅義君
健康福祉課長	…………… 土井 泰一君	医療対策課長 …………… 下森 定君
農林課長	…………… 久保 睦夫君	商工観光課長 …………… 藤山 宏君
環境生活課長	…………… 益井 仁志君	建設課長 …………… 木村 厚雄君
教育次長	…………… 渡邊 寛夫君	会計管理者 …………… 青木早知枝君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。過日は、視察研修大変御苦勞でございました。執行部からも副町長と総務財政課長御同席をいただきまして、改めて重ねてお礼を申し上げたいと思います。

本日、平成31年第1回津和野町議会臨時会が招集されました。議員各位にはおそろいでお出かけをいただきありがとうございます。

後山議員より欠席の届け出があります。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、平成31年第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、草田吉丸君、2番、米澤宥文君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3. 議案第1号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第1号津和野町教育長の任命についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。

本日は、臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今臨時議会に提案をいたします案件は、人事案件1件、契約案件4件、補正予算案件1件の合計6案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第1号津和野町教育長の任命についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

教育長としてお願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町森村イ551番地8、氏名、世良清美、生年月日、昭和34年2月12日、現在59歳でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの議員数は11名であります。失礼、10名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、川田剛君、2番、米澤宥文君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のために申し上げます。本案賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載の上、投票願います。

なお、投票における表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。3番、川田剛君、2番、米澤宥文君の立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数10票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち、賛成10票、以上のおり全員賛成であります。したがって、本案は原案のおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） 教育長、全員の賛成をいただきました。

日程第4. 議案第2号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第2号平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフェ・トイレ棟新築工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第2号でございますが、平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフェ・トイレ棟新築工事請負変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしく願いいたします。それでは、議案第2号について御説明をいたします。

平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフェ・トイレ棟新築工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的は、平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフェ・トイレ棟新築工事でございます。契約の方法は随意契約、契約の金額は1億670万4,000円、変更前の金額は1億551万6,000円、変更額118万8,000円の増でございます。契約の相手方は、住所、鹿足郡津和野町瀧元58番地1、株式会社日成建設代表取締役坂崎和義でございます。

資料としましては、裏面には工事請負変更仮契約書の写しと、参考資料として変更内容をつけております。

この仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき本契約となるというものでございます。

この事業の内容につきましては、カフェ棟地盤改良箇所に転石が多いことが判明いたしまして、地盤改良に支障を来すことから、転石除去工事を追加したため、工事費の増額を変更していただくものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 契約内容についてちょっとお尋ねしたいんですが、こういうふうに地下ですね、これ表面化した、転石多いことが判明したと。契約するとき大体この地盤に関してはどういう契約しているのかというのは、私ども一般に考えるに、大体ここにこういうもの建てるんだと。そうすると、表面から見て、これぐらいでというような見積もりをするんだらうけど、地下に関しては、そこらに関して何か出てきたときはどうするかとか、あるいはそういうところの契約の内容に触れているのか、というのは、例の木部の定住住宅ですね、あのときに下からいろいろ問題が出てきて、1,000万かぐらいの上積みをしましたね。だから、あれも下をどういうふうに考えて契約をしたのか、それと同じような現象なんです。だから、今後ともそういう何か建物建てる時の、まあ公的施設でどういう契約をしていってそういうこういう問題が出てくるのかという、ちょっとお聞きしたいんですが、どの担当になるんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員お尋ねの件でございますが、今回もこの工事に入るに際しましては、事前にボーリング調査を何カ所かしております。ただ、予算の都合もございまして、あらゆる箇所をきめ細やかということまでにはなかなか至りませんでしたので、そういった部分で、今回、場所的にこういった形で転石が見られる箇所が出てきたということございまして、そういう部分の変更ということでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） そうでしょう、恐らく地表だけじゃなくて数カ所ボーリングしますよね、その時点で大体まあまあということでそのボーリングからわかったところの感触で恐らく見積もりをしているんだと思うんです。

ところが、していないところから出てきたということになると、それはどういうふうに考えればいいのか、大体普通ボーリングしてこれでよしと見積もりした限りにおいては、それはもう中から出てくる、違った事変が起こった場合に、やはりそれは工事業者が当然もうボーリングして自分たちが調べているわけですから、大体普通には自分た

ちが見ているというふうに考えるのが普通じゃないかなと思うんですけど、ことあるごとにその何か、変わったもんが出てきた、そういうことで追加工事してというのはね、たまったもんじゃないんじゃないかなと思う。

このたび100万ちょっとでいいけど、それこそ何度も言いますように木部の定住住宅じゃないけど、だからああいうことになる、1,000万単位の狂いが出てきておる。とてもじゃないが我々、承認したね、何のためにこの議会で承認するのか、とても後で、町民からお前たちは一体何をやってんだと、承認する、そういう叱責を受ける、実際に。だから、木部の問題がまだ引きずっているんですよ、地下からのああいうことをやってと。だからこういうのを、地下から出てきたけん、その都度追加するというのは、これはもう今後、何か契約のときにはっきり定めをしとかないといけないんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺どうでしょうか、今後のことで。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今回のボーリング調査につきましては、実施設計を行う段階で調査をしておりますので、請け負った業者さん自身がやられたということではないということは一つございます。そういう部分で、繰り返しにはなりますが、きめ細やくあらゆる地点をやっていければベストだと思うんですが、なかなかそう至らん部分では、どうしてもやっぱり予測ができない部分でこういった変更というものはどうしても出てくるということございまして、そういう部分では、大変言葉的にはあれかもしれませんが、やむを得ざる場所ではないのかなというふうに正直考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 6番。

○議員（6番 丁 泰仁君） そうしますと、まあ私の思うに、もうちょっときめ細やく、見積もりを行う前にその工事業者によく点検しなさいと、そういうこともアドバイスして、それから取り決めのときに、ちゃんとその上で地下から予測しないことがあった場合はどうするのかという取り決めをしっかりと、その契約内容を今後、議会で図るときに、ちゃんと契約内容のそういうところを特に提示してくださいよ。それを判断しまして、我々もやはり承認するなりちょっと質疑があれば質問もしてみたいと思いますけど、いきなりそういうところでさっと出てこういうふうに追加ということで変更契約が出てくると、これは一体何をしとったんだということになりますので、そういうことをお願いしまして、今後、気をつけるようにしてください。そういうことです。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 転石という言葉がよく出ますが、転石とはどれぐらいの大きさから言うんでしょう。例えば直径2メートル以上とか、1メートル以上とか。そこんところがちょっとはつきり、よく出てくる言葉なので、ちょっと知っておきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 私も十分に知識があるわけではございませんが、今回の場合、基礎を打ち込むという段階でどうしても、まあそれに支障が出てくるということだと思うので、余り小さいものであれば大丈夫だと思うんですが、この程度の大きさが今回支障になるというのは、やっぱりTPOというか、状況に応じて若干やっぱり変わってくる内容、石の硬さ等も関係するのかなというところもございまして、一概になかなか申し上げにくいのではないのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） ちょっとあやふやではございますが、転石があったほうは、私は、例えば直径1メートル、2メートル、これは取り除かないで基礎を打つとか、もうしっかりした根づいた石と思いますので、工法的なことは私はようわかりませんが、素人考えでも、のけなくてもその上に基礎をやっていけばかなり強い、のけたほうがよほど軟弱な基礎になるんじゃないかと思うような気がするんですが、専門的であることはわかりませんが、どうでしょう。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今回、1階部分がコンクリの四角い箱を置くというように形になっておりますので、単純に何かその上に基礎をつくってという部分と若干工法的に違う部分があるかもしれませんが、私も十分にちょっとそこまではわからない部分ございまして、それを利用できる場合であれば、当然プロフェッショナルのやることとございますので利用してということはあると思うんですが、それがなかなかやはり障害になるということで、今回の変更が生じたというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） そもそも論になるんですけども、請負ということは、もう全部請け負ったんだだけ、そこで責任持ちなさいということが基本的な考え方ですよ。それでさっき課長が、実施設計業者がやった分に関して、実施業者がやったところということは、責任はここにあるんじゃないんですか、設計業者のほうに。なんでこっちの町のほうへかかってくるかというのが、請負契約そのものがもう何の意味もなさないということがあるんですけど、そのあたりちょっと聞きます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 設計業者さんも、当然あらゆることをできる限りのところで調べて設計をされておられるということだと思いますので、当然プロフェッショナルのやられることとございますので、最大限の調査をした上でそれをもとに設計をされておられるということだと思います。

ただまあ、いかんせん地面の下でございまして、なかなか見えにくい部分もございまして。実際、少し掘っていく段階でやっぱりそういったものが出てくるということは、やはり考え得ることだというふうに思っております。そういうことで、一般的論ではご

ざいますが、工事というものにはどうしても変更も出てまいりまして、それを全て、その時点で請負業者なりが、また設計をされた方に全てそれが責があるということであると、なかなか工事自体を請け負うということ自体にかなりのリスクが生じるという部分でも難しい部分がある。当然、請負業者がこれは責任を負う範囲であろうというものも出てくると思いますが、これも状況に応じてということになるのではないかというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 4番。

○議員（4番 道信 俊昭君） そもそも論の請負ということはもう一度確認したいんですけども、請け負ったら最後まで責任を持つということが当然なことであるということをもう一度確認をしたいんですけども、それと、よくわからない、想定外が出たというのは、何で町に持ってくるんです。私、もう一度繰り返しますが、この設計をしたところがミスったからということだったら、当然、設計業者に責任は行かなければならないというのに、何で町がこれを出すのかということをもう一度簡潔に教えてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今回の場合、設計者に瑕疵があるというふうには正直考えにくい部分である、想定を超えた部分で事象が生じたので、変更により対応するというように考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 設計業者に瑕疵がないということをどうやって証明するんです、その理由をちょっと教えてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 当然、設計業者さんが設計される上で、想定ができたものを見込まなかったということになるとやはりそれは瑕疵ということになると思うんですが、担当者と設計業者で協議の上で話していく上では、やはりその段階では想定ができなかったということであれば、設計者さんとして責任を果たしておらなかったということにはならないというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 設計業者に瑕疵がないという判断は誰がしたんです。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 当然、担当者レベルでまず協議をして内容を調べた上で、今回こういった変更が必要であるということになりますと、設計変更の伺いを担当から上がりまして、課長さらに副町長、町長という中でその設計変更が妥当であるということ判断したということになりますので、最終的には町長の判断ということになると思います。

○議長（沖田 守君） 道信君、道信君。（「3回」と呼ぶ者あり）きちっと3回という決まりがあるからね、まだ十分でないとは思いますが、一応それを守っていただきたい。

ほかにありますか。8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 図書館のときにもこの転石が出て、そのときには図面のこの箇所だという資料を出してもらっていますが、今回はどのあたりなのかというのを教えてもらえます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今回の設計の内容については、図面までつけておらないというところですが、余り広い範囲ではございません、カフェ棟自体は。その中で、私も今の時点でどの地点ということはなかなか箇所的には特定はできかねるんですが、担当者との話の中では、カフェ棟を設置する位置全体の中でやはり何か所かという形で、私は聞いておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 図書館のときには河川管理道の近くでしたよね。結局その並びではないかなと思うんですけども、こういったことを出すの、まあ金額がどうこうじゃなくて、このあたりっていうのはやっぱり明示してほしいなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） このパターンを何回も何回も何か同じようなことばかり繰り返すような気がしているんで、請負ということの意味もはっきりしない、ちゃんとしていない、定義に従ってきちっとやっていない。それと、これの設計業者の責任がどこにあるのかということもはっきりしていない。で、それを判断する、町長が判断したというけども、専門家でないものがどうやって判断するんだということ等も含めて、まあ仕方がないかなあというようなことで終わらせるわけにはいきませんので、今回に関しては、この件に関して反対をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと、ないようでありますから討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第2号平成30年度日原賑わい創出拠点づくり事業カフェ・トイレ棟新築工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第3号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第3号ノート型パーソナルコンピュータの取得についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第3号でございますが、ノート型パーソナルコンピュータの取得について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第3号を御説明いたします。

ノート型パーソナルコンピュータの取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、ノート型パーソナルコンピュータの売買契約でございます。Windows7のOSサポートが2020年1月にサポートサービスがなくなることから、Windows10のノート型パーソナルコンピュータ200台更新するものでございます。契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。指名業者は7社ございましたが、3社辞退されましたので、4社で1月16日に執行いたしました。落札率につきましては、92.84%でございます。契約の金額につきましては、2,157万8,400円、うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は159万8,400円でございます。納入期限でございますが、平成31年3月25日を期限としております。契約の相手方は、島根県益田市中吉田町1097番地3、株式会社ミック益田支店支店長湊英昭でございます。

1枚めくっていただきまして、資料をごらんください。物品売買仮契約書の写しでございます。

納入場所につきましては、津和野町役場本庁舎としております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） まず、この200台の導入に当たりましての、そのリースと購入との差額分と申しますか、そういった費用対効果と申しますか、そういったものの検証はされたのかというところが1点と、この金額の中に保守点検サービスといったような、そういったものが含まれているのかというのが2点目と、それと町内業者との絡みと申しますか、まあ益田管内といえは益田管内ですし、町内にもこういった機器を販売できる場所はあつたりするわけなんですけど、そういったところはどいつかかわりが入ってくるかという点をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） まず、リース契約との比較という部分についてですけども、ちょっと私のほうその辺確認しておりませんで、これまでも多分パーソナルコンピューターの更新につきましては、こういった形で購入という形をとっておったというふうに思っております。詳しい説明ができなくて大変申しわけないんですけども。それと、保守料等については、また別での契約が発生するというふうに考えております。もう一つ、地元業者につきましては、今回の入札につきましては、1社指名をさせていただいておりましたけども、結果といたしまして辞退をされております。以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第3号ノート型パーソナルコンピュータの取得については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第4号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第4号事業契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第4号でございますが、事業契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第4号についてご説明をいたします。

まず、事業名でございます。津和野町定住推進住宅整備事業（地域優良賃貸住宅整備）、事業場所については津和野町森村地内ということでございます。

契約の方法につきましては、総合評価一般競争入札でございます。契約の金額につきましては、2億1,135万6,246円でございます。契約の相手方につきましては、島根県鹿足郡津和野町瀧元58番地1、株式会社津和野町森村定住推進住宅代表取締役橋本稔広でございます。

事業内容につきましては、施設の設計・建設、維持管理及び運営に関する業務でございます。事業期間につきましては、津和野町議会の議決の日から平成61年3月31日まででございます。

この事業契約につきましては、地域優良賃貸住宅として森村地内に住宅を整備をするものでございます。PFIの方式にのっとりまして、8月20日に2グループからの参加表明書を提出していただいたということでございます。

予定価格につきましては、この総事業費2億1,688万円、入札率は97.45%でございます。

この2グループにつきましては、1グループ、今回、契約の相手方とさせていただきます株式会社合人社計画研究所が代表企業になりまして、構成企業が、河田地所株式会社、有限会社山本建設、株式会社日成建設、これを代表企業、構成企業とする合人社計画研究所グループ、これが1グループ、もう1グループが、ゆとりライフということで、代表企業が長嶺建設株式会社、構成企業が石川建築設計室ということでございます。

11月の30日に事業者選定審査会を行いました。総合評価ということで、価格点については30点、評価点については、提案評価については70点を満点といたしまして評価を行ったということでございます。

今回の評価につきましては、合人社を代表企業とするグループ99.4点、ゆとりライフ95.3点ということで、合人社計画研究所を代表企業とする合人社計画研究所グループを契約の相手方としたものでございます。

裏面のほうごらんいただきまして、事業仮契約書ということでございます。

契約期間につきましては、議会の議決の日から平成61年3月31日までとなっておりますが、設計・造成・建設と建物の引き渡しにつきましては、平成31年の8月20日を予定しております。それから後の平成31年8月21日から平成61年3月31日

までが指定管理期間ということにしております。29年と8カ月ということでございます。

契約代金2億1,135万6,246円の内訳でございますが、整備費に係るものが1億4,176万8,000円、今回はPFIということで、この代表企業等のこのグループから金融機関のほうに借り入れを行っていただきます。今、予定している額が8,500万円ということで、この8,500万円に対する金利が1,463万9,646円、金利にしますと0.683%でございます。それから、29年8カ月分の指定管理料5,494万8,600円。この3つの合計が2億1,135万6,246円ということでございます。

このPFIということございまして、財源といたしまして町からの支出でございますが、社交金が平成30年、この後の補正予算で提案をさせていただきますが4,884万7,000円、それから平成31年度の社交金の交付予定額786万円、合計が5,670万7,000円でございます。

家賃につきまして、月額、単身棟4万円、世帯棟6万5,000円を徴収させていただきます。355月の90%と見込みまして、基本的には歳入として1億8,531万円、歳入として入る予定にしております。したがって、この社交金の5,670万7,000円のほか、家賃を財源といたしまして、残りの1億5,465万円、これについては家賃を財源として指定管理者のこの契約者のほうに月々でお支払いをしていくということになります。で、これの合計が契約代金ということでございます。

なお、家賃収入については1億8,531万円を予定しておりますので、今回、事業者のほうにお支払いする1億5,465万円を差し引いた残りの3,066万円については、30年間のうちの大規模修繕等に活用するというので、基金として積み立てながら運用させていただきたいというふうに考えております。

代表企業であります合人社計画研究所につきましては、広島に本社がございまして、資本金が3億円、従業員者数が1,047名ということでございます。PFI事業につきましては、これまで、代表企業を15件、構成員として25件の実績を持たれているところということで、代表取締役の橋本稔広につきましては山口のブロック長ということで、今回この選定事業者の代表取締役としてなられたということであります。SPCとして平成31年1月8日に会社が成立されております。この会社については、資本金100万円ということでございます。

それから、続きまして、資料2の1でございます。

これは、現場の平面図ということになりますが、左側のほうに津和野川、それから津和野川を挟んで町道大橋幸橋線がございまして、この敷地の上のほうがJAしまねの津和野の経済総合センター、JAグリーンしろやまということになりまして、この右側のほうが津和野小学校のプールというような形になっております。で、右斜め上のところを山口線が通るような形ということでございます。手前側が津和野高校側のほうにな

ろうかと思いますが、その中で、敷地面積につきましては1,706.96平方メートルでございます。その中に左側のほうが単身棟ということで、この単身棟については木造瓦ぶきの2階建てということで、総面積が288.6平方メートルでございます。1階部分と2階部分ということで、それぞれ単身棟4戸ずつ、後ほどまた詳細の図面ありますが、建築するということで、右側のほう、道路から行きますと奥側になりますが、これが家族棟ということで、総面積280平方メートル、木造瓦ぶきの2階建てということで、1戸当たり70平米の世帯棟4戸を建築する予定でございます。間のほうには、単身棟については1戸当たり1台の駐車場、世帯棟については1戸当たり2台の駐車場を配置をさせていただいております。あわせて、来客用の駐車場を2台確保し、月決め駐車場も提案内容で言いますと単身棟の裏側のところに月決め駐車場3台分確保しているということで、駐輪のスペースもそれぞれ単身棟、世帯棟ともに10台分ずつ確保しているということでございます。

資料2の2が、これ外観図ということで、手前側が津和野川ということで、単身棟それから世帯棟ということになっております。

それから、資料2の3は、単身棟の1階の平面図ということで、これ玄関が2つ、1戸当たりに描いてありますが、右側の部屋につきましては、左側は2階の部屋の玄関ということで、若干1階部分のほうが面積的には小さいことになっております。

それから、資料2の4が2階の単身棟の平面図ということになります。

それから、2の5が世帯棟の1階平面図、それから、2の6が世帯棟の2階の平面図、それから、2の7が単身棟の立面図ということで、2の8が家族棟の立面図というようなところで、資料のほう提出させていただいております。

本事業契約につきましては、仮契約ということで、最終的に津和野町の議会に議決を得た日に本契約として成立するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 課長のほうから説明がございましたが、何と早口なんですわかりにくいところ随分あるんですけど、民間資金を活用したPFI方式、これもう少し私たちも知っておきたいんですよ。今、説明されたような資料を出していただければいいと思うんですが、その辺出せないですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 本来のPFIの事業ということでございます。議員御指摘のところの分は整理をさせていただいて、議員の皆さんに御提出をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今、草田議員も言われたんですが、そのPFIの部分の説明をいただいたところで、町のお金がどう動いて民間のお金がどう動いてがどうもついていけなかったんで、そのこのところだけでも議決する前に教え、こう紙面でいただけたらうれしいなと思うんですが、無理です。

○議長（沖田 守君） 簡単にね、あなた早口じゃけん、もうちょっとゆっくり。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 濟いません、ちょっとわかりにくい説明で濟いませんでした。

事業契約書のこの契約金額でございますが、2億1,135万6,246円ということでございます。（「資料をもらったほうがいいじゃないですか。またゆっくり言ってもわからんもんはわからん」と呼ぶ者あり）

○議長（沖田 守君） そりゃあなたの意見。寺戸君どうか。資料を詳しく出すが、それではいけないかちゅって隣の議員が言うんやけど。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 町のお金とそれから民間のお金の動きがわからなかったの、そのこのところだけ口で言っていたいでわかるもんならいいんですけど。

○議長（沖田 守君） あのね、今補正に係るでしょ、だから寺戸議員が言うように、2億1,135万6,000円、この金額のうちに社交金が幾らで町が持ち出すのが幾らでという、その説明だけはしとけちゅって言いよるで。どうぞ。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この支出に対しての財源でございます。

町が支払いをする金額、これが、平成30年度分として4,884万7,000円でございます。それから、来年度、平成31年度に町が支出する金額が786万円でございます。合計5,670万7,000円を町から支出するということでございます。

で、この5,670万7,000円については、歳入として、国の社会資本整備総合交付金をそのまま5,670万7,000円お受けさせていただきますして、これを財源として支出をすると、町から支出をするということでございます。

残りが1億5,465万円、この契約金額からいいますと、その、町からお渡しした分から引くとその金額が残る、1億5,465万円残るわけでございますが、これにつきましては、町が家賃として単身棟8戸、世帯棟4戸から徴収する、この家賃を財源として30年間の中でお支払いをしていくものということでございます。

この家賃については、単身棟8戸、世帯棟4戸の家賃、単身棟を4万円、世帯棟を今現在6万5,000円で算定をさせていただきますして、355月、これを掛けたものに入居率等を勘案いたしまして90%を掛けたもの、これが歳入合計といたしまして、1億8,531万円ということでございます。歳入については、1億8,531万円入ってくるのうち1億5,465万円、これが先ほど社交金以外の契約金額のお支払い、この1億5,465万円を家賃から徴した分の一部をこの契約金額のほうに充てまして、金額的には契約代金の2億1,135万6,246円になるということでございます。

社交金以外の町からの支出につきましては、家賃を徴収した部分で財源に今回、その契約金額の残りの部分についてはお支払いしていくというような仕組みの中でこの事業を運営していきたいというふうに考えております。あわせて、残り、家賃として上に出ている3,000万以上の上が出ますが、それについては基金の中で運用させていただきまして、大規模修繕等に役立たせたいということで考えているということでありませ

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） PFIということで、一つには家賃の徴収はこの選定事業者が行うのかということと、入らなかった場合に、例えば入居率が70%だとかそういうふうに下回った場合はどういうふうな考え方をしていくのか、そういうところをお聞きしたいと思います。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 家賃の徴収については、指定管理者の業務として行っていただくということでございます。

入居率につきましては、これ先ほどもいろいろ土地のところ等、瑕疵のところ等御意見いただいておりますが、この実施方針の中で、基本的にはリスク分担というのを定めております。

先ほど御質問のあった家賃につきましては、私どもが歳入したものを指定管理者から受けていくこととなります。したがって、今、9割ということで想定をして先ほどの金額を御説明をさせていただきましたが、7割になったときは、これは町が責任を負うということで、残りの2割について歳入不足が生じるであろうことにもなりますが、そこは9割の中の3,000万の余裕というところの部分をもどぐらい食っていくかというところにもなります。しっかり指定管理者と入居者についての募集については、連携をしながらやっていくということで考えておりますが、基本的なそのリスク分担というところで実施方針上示された部分で言いますと、町が責任を負うんだということになっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 入札に参加されたグループのことがちょっと聞き取りにくかったので、もう一回どういう会社がこのゆとりライフグループで、ご、ごなら研究所グループがどういうのかをちょっとお願いします。

○議長（沖田 守君） それも資料の中にあるんじゃない。あのね、資料の中にその会社の中身も全て入るとるそうです。いいです。

ほかにありますか。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 大変濟いませぬ、草田議員さんのほうからも資料を提出してほしいということで御要望ありました。で、私ども今情報というのは、それぞればらばらに持つておる情報を一つにまとめて、議員の皆様の方には提出をさせていただきたいと思ひます。

ただ、今の構成企業とか代表企業ということでグループが二つ出たというところろは、口頭でも今でも説明はさせていただきますが、資料をごらんになって、それでよろしいのか、口頭でもう一回再度説明したほうがよろしいのか、どうでしょうか。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 資料もいただきたいんですが、口頭でもう一度ゆっくりお願いできたら。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 実施方針を出させていただきますして、8月の20日にグループの参加表明書という、まあ提出期限ということで定めておりますが、その8月の20日に参加表明書が出たのが2グループということであります。

1グループ目、これが合人社計画研究所グループ、合人社計画研究所グループであります。代表企業につきましては、株式会社合人社計画研究所ということでございまして、先ほど御説明をいたしました、これ広島に本社がある企業でございます。実績も今までPFIの事業、それぞれ、代表企業を15件、それから構成企業を25件実績を踏まえて、今回、代表企業として応募されてきたということであります。この合人社計画研究所グループについては、構成企業——これは町内企業でございますが、河田地所株式会社、それから有限会社山本建設、それから株式会社日成建設ということであります。

それからもう1グループ、これがゆとりライフということでございまして、代表企業は——これ町内企業ですが、長嶺建設株式会社、それから構成企業が石川建築設計室ということであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第4号事業契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第5号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第5号平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは議案第5号でございますが、平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） それでは説明をさせていただきます。

議案第5号についての御説明をいたします。

工事名は、平成30年度城下町地区照明設備等整備工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札でございます。契約金額は、7,152万8,400円でございます。契約の工期は、議決のあった翌日から平成31年3月20日まででございます。契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町枕瀬541番地2、昌和道路株式会社代表取締役中谷保宣でございます。

次ページ以降に仮契約の写し、それから契約平面図、構造一般図をつけております。

工事の内容につきましては、殿町から稲成丁にかけての街路灯整備工事で、更新する街路灯は21基でございます。

入札の結果ですが、1月21日に入札を行い、9社が応札をしております。入札率は91.4%でございます。

資料につきましては、参考資料をごらんいただきますと、まず、1枚目の稲成丁につきましては、大変地図が小さくて申しわけございませんが、おおむねの配置をごらんいただけたらと思っておりますが、向かって右側が鳥居のあるスクランブル交差点側から左に向けて弥栄神社のほうになっております。赤い丸印が街路灯でございまして、既存より1個少なくしまして、6基の街路灯が立ちます。街路灯につきましては、はぐっていただきまして、2枚目の街路灯、おおむね現状の街路灯をイメージしてございまして、今回オーダーメイドということで作成をさせていただきます。

それから、次は、参考資料殿町通りでございまして、同様にこれは左側がスクランブル交差点で殿町通りをずっと図示をしております。このうちの赤い丸が街路灯でございまして、これは数的には15基ということで変わっておりません。なお、殿町の場合は、支柱部分はまだ使用が可能だということが診断で出ておりますので、上部の明かり部分の取り付けのみという形で計画をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 街路灯ですんで、これ電気料はどこが持つんです。

- 議長（沖田 守君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（藤山 宏君） 殿町通りにつきましては、町のほうで負担をしておるということに、殿町及び稲成丁についても町のほうで負担をしておるということになっておると思います。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、寺戸君。
- 議員（9番 寺戸 昌子君） 先ほど照明の説明をされたところで、オーダーメードをされたということなんですが、既製品とどうしてこうオーダーメードでされたのか、その辺を説明をいただければ。
- 議長（沖田 守君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（藤山 宏君） 当然、今までは既存であったものを尊重していきたいというところがまず第一だと思います。それから、亀井家の御紋を入れたりとかそういう部分もありまして、ステンレス製でということになっておりますが、既に弥栄神社にも同様に設定をしております。これも今までのイメージを崩さぬようにということで、内容については、景観審議会等でもデザイン等についても検討していただいたところでございますが、やはり既存のものをもとに考えていったほうがよかろうということでそういう判断をさせていただいております。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。
これより議案第5号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第5号平成30年度城下町地区照明設備等整備工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第6号

- 議長（沖田 守君） 日程第8、議案第6号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。
執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第6号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ658万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ92億1,298万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第6号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正の変更でございます。総額で720万円の減額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、12ページをお開きください。

総務費の住民協働推進事業費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴う定住促進住宅整備負担金699万7,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、商工費の歴史的風致維持向上事業費については、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴う財源振替をしております。

1枚めくっていただきまして、土木費の住宅管理費についてですが、木造住宅耐震化促進事業の実績による負担金補助及び交付金89万円の減額、及び社会資本整備総合交付金の追加交付に伴う財源振替をしております。

1枚めくっていただきまして、予備費でございますが、予算調整として47万6,000円を増額計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

国庫支出金の国庫補助金でございますが、土木費国庫補助金といたしまして、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴う社会資本整備総合交付金1,378万3,000円を増額しております。町債の商工債では、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴いまして、街なみ環境整備事業に対する過疎対策事業債130万円の減額、土木債といたしまして、社会資本整備総合交付金の追加交付に伴いまして、中座団地ストック事業に対する公営住宅建設事業債590万円を増額計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんね。質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第6号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成31年第1回津和野町議会臨時会を閉会します。御苦勞でありました。

午前10時09分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

